

方面委員制度における女性の位置—女性は排除されたのか

山田 知子¹⁾

What Hindered Women from Becoming District Social Workers?

Tomoko YAMADA

要 旨

大正中期になると慈善事業、社会事業における女性の存在感は増していった。しかし、生活困窮者の生活支援の担い手である方面委員制度では女性の登用は少なくむしろ排除されていた。なぜなのか。本稿の目的は婦人方面委員に焦点をあて、どのような女性が採用されどのような仕事を担っていたのかをさぐり、方面委員制度における女性の社会的位置づけを明確にすることである。内務省や全国方面委員連盟の資料等を検討した。第一次世界大戦後の日本は、西欧文化が流入し、職業をもつ女性が増大し、慈善事業や社会事業分野においても女性を登用しようという機運がもりあがっていた。しかし、方面委員制度は、男性独占の無給の名誉職という色彩が強く、きわめて保守的な組織であったため女性を登用するという発想そのものが現場にはなかった。わずかに社会事業の専門教育を受けた女性たちが訪問婦（東京市）や保健所員として働いたこと、また産婆や訪問看護、訪問助産婦たちが専門性を軸に存在感を拡大させていったことがわかった。その背景には、高い乳幼児死亡率への対応策として乳幼児保護や妊産婦保護が重要政策課題となり女性への期待が高まったことがある。群馬県など一部の自治体ではキリスト教女性団体（矯風会）などによる婦人公民権運動の盛り上がりや背景に積極的に女性の方面委員を登用する兆しもあった。戦時体制に時局が動くや軍事援護事業拡大のもとで女性の方面委員制度における役割は変質していく。救護法の下部組織化した無給の男性独占の方面委員制度のもとでは、女性の方面委員が専門職としてその地位を確立することはできなかったのである。

キーワード：方面委員制度、婦人方面委員、訪問婦、巡回産婆、巡回助産婦

本稿では「細民」など、今日では不適切な表現として使用されない用語が含まれています。言い換えが可能な場合は極力変更しました。資料引用上最低限使用しています。ご了承ください。

ABSTRACT

This paper examined the relevance between women and the system of district workers in social welfare from the mid-Taisho era to the early Showa era to clarify why authorities did not employ women as district social workers (hōmen iin). The inflow of Western culture to Japan after World War I brought some changes to the position of Japanese women. The number of professional women increased, as well as there was a momentum to employ women in the realm of social welfare. However, the district social worker system provided unpaid honorary positions particularly to men; thus, it was impossible for women to work in such positions. In addition, the system was organized in a highly conservative manner, which has no conception of employing professional women. Women typically worked to expand their expertise as visiting nurses and midwives. Through, some local authorities (e.g., Gunma Prefecture) proactively employed women district social workers in the context of the rise of the women's liberation movement, under the unpaid man-centered district social worker system, women workers could not establish their status as professionals.

Key words : hōmen iin-system, woman district social worker, visiting nurse, visiting midwife

¹⁾ 放送大学教授（「生活と福祉」コース）

1. 視点

大正中期から昭和初期にかけて方面委員制度は全国に拡大していった。当時は名称も多様で必ずしも統一されたものではなかった。嚆矢とされる岡山県は済世顧問、東京府慈善協会は救済委員、埼玉県は福利委員、大阪府は方面委員、京都府は公同委員などである。昭和4年救護法が成立し、昭和7年に施行、それにともなって昭和11年に方面委員令が発令されるが、方面委員は救護法の補助機関として位置づけられる。方面委員はどのような人々であったのか。当初より一貫して共通している特徴は、地主や家主、自営業主、また、同業者組合などの中心人物である人々によって構成された組織であったこと、そして、制度開始時から基本的には無給の男性独占の名誉職であったことである。とりわけ東京市の東部においてはきわめて保守的な男性自営業主層がその中心であり、いわゆる岩盤保守層の下支えともいえる人々であった¹。では、女性はだれひとりかかわっていなかったのか。男性独占的であったとはいえ、女性も僅かながら存在していた。

昭和5年7月の内務省『婦人方面委員に関する調査』によれば、1道3府43県80施設中、婦人方面委員を置くものは3府23県、33施設、総数322名であった。最も多いのは山口県社会事業協会の136名、次いで群馬県34名、愛知県20名等である。ゼロの自治体もあり、温度差があったことがわかる。同調査で女性たちの経歴をみると最も多いのは産婆である。そのほか、婦人会員、日本女子大卒、教員、施設園長、社会事業家、篤志婦人、保母などとなっている。このような女性たちが男性独占的であった方面委員という仕事にどのように食い込み、進出していったのか。どのような女性たちが方面委員として慈善事業や社会事業の前線で貧困にあえぐ人々を支えようとしていたのか。本稿はそこに光をあてようとするものである。

社会福祉と女性に関するこれまでの研究は、多くは慈善事業家や社会事業家として注目される女性を発掘し紹介するものが典型である。たとえば、五味百合子編著『社会事業に生きた女性たち』の三部作などがその代表であろう。施設の創業者として活躍した女性や夫の慈善事業や社会事業を内側から支え協力者として働いた女性たちに光をあて、当時の事業を創始、牽引した彼女たちの偉業を紹介している。サイドワークとして方面委員の経歴をもつ事業家は若干とりあげられているが、真正面から婦人方面委員をとりあげてはいない。

第一次大戦後の不況、関東大震災、世界恐慌、東北

地方の冷害などにより、国民各層の生活は逼迫し、農村は疲弊、都市には失業者があふれた時代、また、乳児死亡率が高く、妊産婦保護、母性保護がいはれるようになった時代に女性による方面委員制度へのコミットは期待されていたはずである。当時の社会事業における女性の位置と役割を方面委員制度という側面から明確にすることの意義は大きい。女性の方面委員たちはどのような社会的背景のもと登場したのだろうか、方面委員制度という男性優位のシステムのなかで彼女たちは何を期待されていたのだろうか。

方面委員制度は創設時と救護法制定後、さらに軍事扶助法と母子保護法の登場など、時代によって制度としての婦人方面委員の役割が変遷しているため検討するには時期を限定する必要がある。本稿では、対象時期を大正中期から昭和12年ごろとする。これは方面委員制度が創設され、救護法成立、施行、方面委員令発令と重なる時期である。と同時に社会事業界にも新しい欧米的な思想が輸入され、明治期と異なり、女性たちにとって自由な発芽時代²ともいわれ、職業婦人が存在感を高めつつあった時期でもある。

検討するのは、方面委員制度に関する内務省や東京市などの自治体関係の資料、『社会事業』等の関係雑誌、さらに、女性方面委員は妊産婦保護の救療事業と深いつながりがあることが想定されるので賛育会や済生会などの救療事業の中心であった医療関係団体の資料である。方面委員制度は多様であり、必ずしも婦人方面委員という呼称が使われているわけではない。産婆や女性救済委員、訪問婦と言われる女性たちも方面委員に近い仕事を担っていたといわれる。また、貧困地域の妊産婦保護事業や乳児保護などには訪問看護婦、保健所職員として医療現場に「ケースワーカー」としての職務を担った女性たちの存在もあった。以上から、こういった周辺の女性たちの仕事にも目をむけながら、方面委員制度とその周辺にどのような女性たちが存在したのか、その姿を描いてみたい。

2. 方面委員と女性をめぐる研究

早くに女性と方面委員について言及したのは、小河滋次郎である。小河は大正10(1921)年「婦人と方面委員³」において、女性は生活困窮者世帯調査で家計などについて細かい観察力が発揮される存在である、とアメリカの女性の活躍を引き推奨する論を展開している。男性のみでは旧式の火縄筒で現代の戦争を戦うようなもの、とも書いていて、男性方面委員に対しては特に手厳しい。しかしこれが当時の男性のみで構成されていた方面委員たちに響き社会的に受け入れられたかどうかは定かでない⁴。そのほか海野幸徳は「婦

¹ 山田知子「東京市方面委員の来歴からみるその『社会性』の構造」放送大学研究年報(39)7-24、2022年3月

² 鈴木幸子「山高しげり」『福祉に生きる1』大空社、p.18

³ 『社会事業の基礎的施設としての方面委員制度』『救済研究』

⁴ 戦前期、方面委員であった佐伯藤之助は、戦後、この小河の指摘について「男子民生委員たる小生も啞然として尻餅をついた」とまったく婦人方面委員という発想そのものが想定外であったようである。「昔思えば一婦人方面委員の歩み」『社会事業』

人方面委員の研究⁵で家政と児童保護の分野において女性の方面委員が期待されている、とし、「産婆は病患看護、助産に限られる」ので、「家政を整えることは女委員の仕事」と産婆や助産にプラスして家政の重要性を説いていることが特徴である。

戦後の社会事業史研究における方面委員研究では遠藤興一の研究がある。遠藤によれば、方面委員は初期では「隠れた篤志家」をもって、典型的実践主体と規定されていたが、昭和10年前後になると代わって、地方の政治権力者による地域支配の手段の一方策として変化していったと指摘している。さらに、方面委員個人を主体とすることから方面家族を中心とすることに移行していったこと、「婦人方面委員」と「方面家族制度」の提唱が行われたとも書いている。これは極めて重要な指摘である⁶。昭和10年を境にそれ以前と以後は女性と方面委員制度において変化が起きたことがうかがわれる。その他、遠藤は、婦人は、方面委員協議会や講習会への出席率が悪いことや視察見学などの参加もあまりしないこと、訓練ができない状態にあるなど、「婦人方面委員」に対する当時の批判を取り上げている。

海保洋子は、女性任用問題という切り口から1910年代から1946年までの制度の実態を丁寧な描きジェンダーと社会福祉の視点から検討を加えている⁷。とくに方面委員令後、軍事扶助法による女性の役割が「婦人の役割が戦時体制によって重視されるようになる」と鋭く指摘している。岡田幸子⁸は群馬の方面委員・民生委員活動の史的検討を通して群馬の婦人方面委員を実証的に研究している。そもそも群馬県の方面委員制度は大正12年12月伊勢崎で町営制度として全国でも比較的早く設置されている。女性の登用率が高いことが特徴である。昭和13年度の調査によれば群馬県の方面委員の婦人委員の占める割合は20%近くであり、当時全国で最も高い県である。ちなみに多くの婦人方面委員を設置していたといわれた山口県は14%程度に過ぎない。

今井小の実⁹は、大阪府方面委員制度スタート時の方面婦人保護委員の構想について、大正11年8月「方面委員一件書類」（大阪府）社会課の第一次資料を手掛かりに検討している。婦人保護委員の構想は、妊娠乳児保護施設として起案されたこと、また、当初の委員は産婆を想定していて、3名で方面地区を担当させる予定であったことを明らかにしている。方面婦人保護委員服務規程案（資料E）を読むと、専任の方面婦人保護委員が社会課に置かれ、巡回し、特に妊産婦を

その対象としカードを作成することが構想されていて、その職務要項から妊婦の発見や乳児の早期発見、「私生児」、養児、里子の早期発見を職務としていることなどが読み取れ示唆に富む研究である。ただ、今井は、女性の専門職として婦人方面委員が成立しなかった理由を「社会事業と医療の間の『揺れ』にある」と結論づけているもののその「揺れ」について追及していない。

婦人方面委員の周辺には、当時、専門職として、訪問看護婦が台頭してきている。これに関してはすでに大国美智子の『保健婦の歴史』がある。大国は保健婦事業の先駆として、賛育会、大阪市立産院や済生会の巡回看護事業をとりあげている¹⁰。大国はこれらの巡回看護婦たちの仕事について一定の評価をするものの、後の保健婦事業という視点からみると、独立した事業として育てようという意図にもとづいたものではなかったとする。ただ、保健婦事業としてではなかったとしても貧困層への医療保健生活支援という意味においては重要な事業である。そもそも保健事業は社会事業ときりわけられるわけではないのではないか、低所得層を置き去りにした保健事業など成り立たないのではないか、という疑問がわく。

以上、先行研究を踏まえると医療や保健を含む観点から、女性と方面委員を検討する必要があることがわかる。まず、前史として明治期の感化救済事業と女性、次に大正中期中における方面事業とその周辺の女性たちの仕事、さらに救護法制定前後における方面委員とその周辺で働いた女性たち（妊産婦保護）と検討する。

3. 慈善事業、社会事業における女性への期待

(1) マンチェスターにおける婦人巡視員

婦人方面委員と必ずしも銘打っていないが、明治20年代には先進国の慈善事業における女性の活躍が紹介されている。たとえば明治28年中濱東一郎医師は、『婦人衛生雑誌』（大日本婦人衛生会）にイギリスの婦人衛生会による生活困窮者集住地区における「婦人巡視員」の活動を紹介していて興味深い¹¹。中濱は、マンチェスターやロンドンの婦人衛生会による婦人家屋巡視員について詳細に紹介している。家屋を訪問し子どもの養育法や衛生指導を行うことの重要性を説き、「巡視が婦人によることの効果」をあげ我が国への導入を推奨している。特にマンチェスターを18区に分

43-8, pp. 27-31, 1960年

⁵ 海野幸徳『社会事業』13-1, pp. 76-83, 1929年4月

⁶ 遠藤興一「方面委員活動の史的展開について（上）」明治学院論叢、231号、1975年9月、pp. 116-117

⁷ 海保洋子「戦前期方面委員の女性任用問題に関する一考察」『総合女性史研究』29号、2012年3月

⁸ 岡田幸子「群馬県方面委員・民生委員活動の史的展開1、2」『草の根福祉』36号、37号、2004年、2005年

⁹ 今井小の実「なぜ方面委員は“Female Professional”として成立しなかったのか」『社会事業史研究』43号、2013年3月、pp. 5-26

¹⁰ 大国美智子『保健婦の歴史』医学書院、1973

¹¹ 中濱東一郎『婦人衛生雑誌』第67号、私立大日本婦人衛生会、明治28年6月、pp. 11-24

け、各区の家屋の状況（破損、不潔）、多人数群居、患者の有無、この1年の死亡率などの詳細な調査結果を掲載している。ここでいう婦人巡視員は明らかに婦人方面委員をイメージするものである。大日本婦人衛生会は明治20年設立された団体で（東伏見宮周子総裁）いわゆる名流夫人を中心とした会ではあったが、明治23年の雑誌編集は荻野吟子と鈴木まさ、発行人は巖本善治であった。女医と看護婦、女子教育のオピニオンリーダー等によって構成される団体で東京を中心に全国に多くの女性会員を抱えかえていた。その影響力は決して小さくなく、思われる。

(2) 婦人救助事業への注目—『済生の本義』¹²⁾

婦人方面委員に限りなく近い存在として救貧事務員について言及しているのが大正2年ミュンステルベルヒ『済生の本義』の翻訳本である。第7章の第6節「婦人救助事業」で次のように婦人の救貧事業への参与を推奨する論を展開している。「当初は男子のみにて組織される区会に婦女子を列席させ……、公共の救貧事業に関与させることは多数の賛同を得られなかったが、ドイツ救貧慈善協会の立場は、全く異なり……1896年秋の会議で、婦人をして公共事業に参与させることは極めて必要である」と決定した。「婦人もまた公共的貧窮事務の一員として男子と同一の権利義務を負うべき」と書いている。さらに興味深いのは次のくだけである。

「救貧事業に婦人を参与させることに反対するものは、その事業の指揮者でなくて婦人のために己れの業務を侵略されるのを恐れる事務員等である。……婦人の参与が特に救貧事業に有益かそうでないか、事情によっては男子に優れて適任である場合もある。貧困の状態とその由でおこる所以を仔細にみると貧ということが家庭と家族的な生活とに最も密接な関係をもっている。効力ある救助は家庭と家族的な生活と密接でなければならぬことは明らかである。こういう事柄は男子よりは婦人のほうが適している。婦女子は貧者の天賦の救護者であるといっても過言ではない……（中略）救護事業は簡単なものではなく、施与ですむものでない。事業には基礎となる理論があり歴史もあって無計画な慈善は却って著しい害毒を宿す。窮民の家政に要するところは衛生学とか育児とか家政学の適用とか職業の提供とか、労銀の過廉ならぬように計らうことなどが必要である。……今や救助事業は多大の助力を要する時節であるから、婦人をしてこれに従事させることは最も得策である。」

このように救助事業を拡大するにあたって女性の力が必要であるとの論を展開していることは興味深い。当時のドイツの救貧事業は、愛国婦人協会などの私的団体が経営をしていたが、貧しい人々が集住する地区に1人以上の女性救貧事務員を置き、公共的救貧事業に参与させ、その資格は救貧官庁の任命による。女性救貧事務員も区会に列席しその権限は男子と同じであったこと、さらに、愛国婦人協会はもっぱら施与が中心なので、かえって婦人の最も適当な児童の保護や病者や産婦の看護や家政の補助の事業を回避する傾向があるが、家政を補助し妻や母や姉妹に代わって事務を執ることは重要で、貧しい人々の家の多くは不潔や疾病の巣窟になっているので、掃除して清潔な住宅にするのは容易ではないが婦人はこういう事業に適している、ことを強調している。

『済生の本義』で紹介されているのは、まさに各区に配置された男性事務員と同等の権限をもつ女性の専門職である事務員であり、方面に配置された公的救済事業に参与する婦人方面委員をイメージさせるものである。他方、掃除や病人妊婦の看護なども担当するという。訪問看護や訪問の生活支援などの業務も含まれることが想定されている。専門的な教育訓練を受けた救貧事業の事務を担当しつつ、貧民の生活の支援を具体的に改善する仕事もダブルで担うことが期待されている。

(3) 東京府慈善協会救済委員と「婦人方面委員」

大正6年2月に東京府慈善協会が設立され、府下の「慈善救済団体並びに有志の組織化」がはかられる。東京府慈善協会の「評議員団体」として名を連ねているのは、婦人共立育児会¹³⁾と二葉保育園である。この二団体は当時女性をトップに冠する団体であった。設立当時の東京府慈善協会の理事長は、原篤胤、理事には、船尾栄太郎（三井病院）、田中太郎（東京市）に加え、徳永恕（二葉保育園）が就任している。婦人共立育児会は貧しい病児の救済事業、二葉保育園はいわゆる孤児を引き受ける事業で歴史に名を残す団体である。

評議員団体ではないが、そのほか役員として大日本婦人慈善会の板垣絹子（板垣退助夫人）、救世軍婦人ホームの村松キミ、吾妻児童保育所の南枝三津、桜楓会託児所の井上秀¹⁴⁾、仏教婦人教誨会の半田富士子などが名を連ねる。板垣などの名流夫人たち、それに並んで窮民救助、婦人救済事業、保育所を担う女性たち

¹²⁾ ミュンステルベルヒ原著、ドクトル岡本芳次郎、文学士樋口龍峽共訳『済生の本義』大正2年、二松堂、緒言で大隈重信は序で「ミュンステルベルヒ博士はベルリン市の中央救貧救護院の事務官であって救助事業を熟知している人物で、済生会を始め救助事業に従事する人々に向けた書」と書いている。洪沢栄一も序を寄せている。

¹³⁾ 1891（明治24）年、有栖川宮親王妃慰子総裁、会頭に鍋島直大夫人の栄子で、いわゆる名流夫人の慈善事業団体である。その後1910年に貧者の病児の救済のための慈善病院が設立されている。三崎裕子（1999）「明治女医史の基礎研究3—婦人共立育児会病院」『日本医師学雑誌』vol. 45-2

¹⁴⁾ 桜楓会託児所は大正2年6月、日本女子大学の卒業生によって設立された。最初は小石川区氷川下の貧困者が集住する地区に開園された託児所である。井上秀はアメリカで家政学を修め、のちに第4代学長となる。

がかかわっていたことは特筆に値する。さらに大正8年度東京府慈善協会の第三期新任評議員をみると東京市養育院幹事安達憲忠や渡辺海旭、山室軍平に並んで徳永恕（二葉保育園主任）と井上秀（日本女子大学校桜楓会幹事長）の2人が女性として就任している。東京府慈善協会は女性の実践家を決して排除することなく、むしろ積極的に養成、登用しようとしていたのではないか。

大正7年に東京府慈善協会は救済委員制度を開始する。この救済委員は我が国の方面委員制度において極めて早期に設置されたものである。大正7年8月の『東京府慈善協会報』によれば、救済委員は名誉委員（警察署長や区市町村長又はこれらの長から推薦を受けたその土地の有志者）、方面委員（連絡）、専任委員（調査、相談、救済）というように3種類あった。14方面に方面委員9名、専任委員31名のうち女性の名が見られるのは次の6方面で、2割程度を占めている。

- ・四谷方面 徳永恕（専任委員、二葉保育園）
- ・小石川方面 丸山千代（専任委員、桜楓会託児場主任）
- ・品川方面 秋葉たけ（専任委員、東京仏教慈善会職員）
- ・日暮里方面 林ひろ子（専任委員、桜楓会幹事）
- ・王子方面 加藤高子（方面委員、東京女子基督教青年会幹事）
田丸米子（専任委員、同、職員）
- ・亀戸方面 小森よしゑ（専任委員、福田会育兒院託児場）

(4) 大正婦人会の巡廻婦

東京府慈善協会の救済委員と重なっているか不明であるが「日本で最初の婦人方面委員」『婦人の友¹⁵⁾』は、天野なみ（大正婦人会）と徳永恕（二葉保育園）の2名が初めて「女の方面委員」として東京に置かれたことを報じている。天野なみは大正7年より方面委員の仕事の始めたという。前述の東京府慈善協会報ではその名は見られなかったが、その後任命されたのだろうか。天野は大正婦人会に属し新網町で活動している。『東京社会事業名鑑¹⁶⁾』によれば、大正婦人会は鍋島栄子侯爵夫人やベルギー大使夫人、小笠原伯爵夫人、吉岡弥生、山脇房子、村野吉兵衛夫人などいわゆる名流夫人の団体である。「大正6年10月に設立され、大正7年11月に『巡廻婦』を置き、細民の指導慰籍に努め、大正8年11月には託児所を開設した」とある。この巡廻婦が婦人方面委員として認識されていたのだろうか。天野なみは、夫は医師であったが先立たれた

寡婦であり、大正婦人会から頼まれて方面委員になったという。

これまで全国初の女性方面委員は、1926（昭和元年）、京都府公同制度による委員（元教員2名。助産婦1名）といわれ定説になっていたが、この巡廻婦を方面委員と考えるなら、大正婦人会の巡廻婦のほうが名称は異なるが設置は早いことになる¹⁷⁾。

(5) 群馬県における児童保護と婦人方面委員

全国のなかでも群馬県は早い時期に方面委員を設置している。大正12年12月、伊勢崎町で町営の施設として方面委員が設置されている。その後、昭和3年「児童保護に従事する方面委員」として婦人方面委員32名が任命されている。その後すぐ3名が追加され35名となる。群馬の婦人方面委員については、岡田幸子の研究があり¹⁸⁾極めて示唆に富むものであることはすでに書いた。岡田は、当時の群馬の婦人委員の経歴を詳細に調べている。それによれば、最も多いのは無職であるが、その他材木商や裁縫教師、産婆、医師がいる。異彩を放っているのは、医師である真中かずと婦人運動家の小泉たねである。

真中は、いわゆる「特殊婦人」の診察にあたる医師で、積善会や済生会群馬支部の嘱託医も務めていた。長野県から群馬県内の製糸工場に働きに来ていた女工が妊娠し産褥熱となり治療にあたった真中のエピソードを読むと、群馬県が製糸工場などで多くの女工をかかえていたこと、これら女工の保全を図る意味もあり女性の方面委員が必要とされていたことが読み取れる。

一方、小泉たねは明治女学校を卒業し、群馬の養蚕家の小泉信太郎と結婚した。夫は敬虔なクリスチャンであり、たねもまたクリスチャンで日本基督教婦人矯風会の東京本部の理事となっている。群馬県内の上毛部会の会長として禁酒、婦人参政権獲得運動にも取り組んでいる。このように群馬の婦人方面委員のキャラクターを見ると、医師や産婆、教師、矯風会のような婦人の地位の向上に行動した女性が含まれていることがわかる。つまり、無職の名流夫人、自立した職業婦人、そして矯風会などに深くコミットした婦人運動の活動家という婦人方面委員の姿が浮かびあがってくる¹⁹⁾。

岡田の研究では触れていないが、注目すべきは、群馬県は昭和5年「婦人方面委員取り扱い事項²⁰⁾」を公布し、組織的専門的な女性方面委員の事業を始めていることである。概要は次の通りである。

1. 調査事項

¹⁵⁾ 「日本で最初の婦人方面委員」『婦人の友』vol. 21-10、昭和2年、pp. 85-86

¹⁶⁾ 東京市社会局編、大正9年

¹⁷⁾ 山本啓太郎「京都市域における地域福祉の源流」p. 224で、山本は大阪社会事業連盟『社会事業研究』15-1（1927年1月）を根拠に京都が全国初の女性方面委員を採用としている。

¹⁸⁾ 岡田幸子 注8参照

¹⁹⁾ 群馬県社会事業沿革史（前編）p. 120-121

²⁰⁾ 『済生』1931-02 8（2）昭和6年、p. 37、<https://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/2702177?tocOpened=1>

子女養育中の寡婦妊婦産婦等にして次の各項に該当するものなるときはその生活状態を精査し所要事項を調査カードに記入すること。

第一種 疾病その他の事由により生活困難なるもの

第二種 辛うじて生活し得るも一朝事故ある時は忽ち生活困難に陥る虞れのあるもの

2. 救済事項

イ. 子女養育中の寡婦妊婦産婦等にして救助の必要あるものには窮民救助、軍人救護又は、軍人後援会その他の公利救護機関に対する手続きを斡旋し、受給中常に訪問しその効果につき調査し指導すること

ロ. 子女養育中の寡婦妊婦産婦等にして救療を要する者については済生会治療券の交付、赤十字病院その他の実費又は無料の診療機関に対する手続きを斡旋すること

3. 保護事項

イ. 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進上適切な注意を與ふるとともに必要に応じて愛国婦人会委託産婆その他助産施設を利用する等、これが保護の方法を講ずること。

ロ. 貰ひ子、里子、継子等にして不遇なる者に対してはこれが保護方法を講じ円満なる成長を遂げしむること。

ハ. 少年少女の職業及び労力の状態に留意しその健康及び風紀の保持に勉ること

ニ. 不良性を帯びる少年及び少女、並びに白痴聾啞吃盲等の児童に対して適切なる保護指導を為すこと。

ホ. 学齡児童の就学及び出席の奨励に努め殊に貧困なる家庭の児童に対しては学用品給与の方法を講ずる等これが保護に努ること

ヘ. 幼児のため生業を妨げしむるかまたは十分なる保育をなす事能わざる者に対しては託児所その他に委託する等これが保護方法を講ずること。

4. 相談事項

イ. 婦人の身の上家庭不和家政疾病等に対する相談に応じこれが指導に努ること

ロ. その他婦人に関する事項の相談に応じこれが指導強化に努ること。

5. その他の事項

イ. 子女の教養生活の改善、衛生看護その他に関する知識の普及増進に努ること

前後するが群馬県勢多郡黒保根村では大正13年9月公設産婆事業を開始していることは注目に値する²¹。必ずしも巡回ではないが、産婆を自宅などに出張させて助産するものである。当時の村長、星野元治は次のようにその沿革と経緯を記している。

・沿革 文明国中死産率の高さは我が国をもって第一とししかも本県は全国中第6位にあり妊産婦保護宜しき得ざるに基因する。

・大正12年末の調査によれば、県下205村中産婆なき町村116の多きに及べるをもって県は助産及び妊産婦保護の徹底を期せんため公設産婆設置を勧奨せり。本村は率先して大正13年9月15日事業を開始す。

・廉価もしくは無料をもって助産及び妊産婦保護を取り扱う。村内住民の申し込みにより出張又は産婆自宅において診療に応じる。助産婦21人を置く。

黒保根村に刺激されたのか、大正13年12月には南橘村、大正14年4月には神川村に公設産婆が設置されている。村長星野元治²²は黒保根村の水沼の撚糸工場主であり、明治学院高校第1回の卒業生で同期に島崎藤村がいた。のちに群馬県議会議長となっている。

星野は村長として群馬の高い死産率を憂い、低下させようと妊産婦保護政策の一環として公設の産婆事業に着手したのである。このことは他の村への波及効果もふくめ高く評価されるべきことである。

その他、昭和5年3月、大阪朝日新聞社会事業団では、「子供方面婦人委員」を開始している²³。事務所は大阪朝日新聞社内に設置されていて、創立者で代表者は恩田和子、有給職員女2名が配置されている。事業についての詳細は不明であるが、健康相談延べ1800人、定期講座付き4回とある。児童保護事業に位置付けられていることから、前述の群馬の「児童保護に従事する方面委員」に近い事業とみられる。「有給」の「女性」の婦人委員であるところが特徴である。

4. 日本女子大学校社会事業学部の誕生とその波及効果

(1) 社会事業分野への女性の進出

1921(大正10)年10月に日本女子大学校に社会事業学部が誕生する。創立者の成瀬仁蔵の意思を受け継いだ二代目学長麻生正蔵²⁴の決断によるものである²⁵。麻生は女子教育について進歩派で、とくに社会事業分野

²¹ 民政問題研究所編『群馬県社会事業沿革史』(前編)恩賜財団群馬県同胞援護会、pp.120-121

²² 父の星野長太郎は衆議院議員で、世界に桐生の生糸を輸出した企業家としても有名である。

²³ 昭和12年度『全国社会事業名鑑』

²⁴ 麻生正蔵(1864~1949)は新島襄のもとで学び同志社で教鞭をとる。明治27年女子教育家の成瀬仁蔵に請われ明治34年の日本女子大学校設立に尽力、大正8年から成瀬の後を継いで学長(~昭和6年)。女性蔑視時代に男女平等の教育を説いた。著書に『家庭教育の原理と実際』『時代と民情に即した家庭教育』、訳書にエムメット・デニスモア著、麻生正蔵・大多和たけ子共訳『男女対等論』がある。

²⁵ 日本女子大学社会福祉学科編『日本女子大学社会福祉学科50年史』(二)社会事業学部時代、pp.66-68

における女性の役割について強い期待を寄せていた。すでに学部開始前の1909（明治42）年に「高等教育を受けた婦人の功績²⁶」というエッセイで「社会事業は高等教育を受けた婦人によって営まれるべき」と書いている。欧米各国では社会事業や工女虐待救済などの労働者保護、児童虐待防止などみな婦人の力によって経営されていることを紹介し、19世紀は女性の実力が発見された時代である、と書いている。

日本女子大学校では大正7年から社会事業に関する講座が開講されていた。また、卒業生の会である桜楓会はすでに大正2年6月「太陽のない街」で知られる小石川氷川下の生活困窮者集住地区に託児所を開園し相当の実績をあげていた。そのほか、バザーや公営市場を開市するなど先駆的な事業を同時期開始している。

麻生学長は社会事業学部開設の趣旨を次のように記している。

「……現代は一代飛躍の時代であると同時に、又、錯雑混乱の時代である。而して、経済界の変調と思想界の動揺とにより来る国民生活の脅威は、時々刻々危険の極点に向かって突進しつつある。この前代未聞の危機に際して、激動の危険を除き、勢力の浪費を省き、生活の安全を保護し、国民の能率を増加し、もって、国家の将来を幸福繁栄の一路に導くがためにあらゆる方面から徹底的に尽力する方策を遺漏なく講じなくてはならぬ。これを一言にすれば、社会生活の整理改善のために諸有主段を講じなくてはならぬ。而して直接に社会生活の整理改善に預かる事業は即ち所謂社会事業である（下線筆者、以下同様）。然るにこの社会生活の整理改善は独り男子のみの事業でなく、同時に又婦人の事業である。蓋し今や理論上婦人が社会に於いて男子と協同者たるべき時運に到達したばかりでなく、實際上社会状態が複雑微妙になった結果、女性の参加なくしては、十分にその整理改善の実をあげ難くなったのである。否、婦人の性情は最もよく社会事業に適するが上に、その教育も向上発展した関係上、婦人の助力なくしては到底社会事業はその功を十分に奏し得ないこととなった。本邦においても従来慈善事業のある部分において、婦人が多少社会事業に携わっていたのであるが、現に欧米に於いては、婦人が社会事業の各方面に大いにその実績をあげているのである。而して我が国においても、今やすでに婦人社会事業家の要求が盛んに現れてきたのである」。

国民生活の脅威に対し社会事業が必要になっていること、そして男子のみではなく婦人の参加が必要で、そもそも婦人は社会事業に適しているし、欧米でも婦人が社会事業において実績をあげているので、わが国も婦人社会事業家が必要になっていると力説している。そして麻生はこれからの社会事業の在り方として次の6点を挙げていることも注目される。

- (ア) これまでの社会事業は散漫で偶然的なものであったが、これからは組織的機関によって系統的活動が求められていること
- (イ) これまでは一部の人の片手間の思い付き、無自覚な遊戯的な仕事も少なくなかったため、これからは社会的意義、現状認識、責任と技能、自覚をもった玄人いわゆる専門家が必要であること
- (ウ) これまでは、社会の欠陥暗黒面に対する消極的慰安保護であったが、これからは国民全体の健康と道徳と能力と幸福を増進する積極的生産の事業が必要になっていること
- (エ) これまでは常識と感情に基づく閑散事業であったが、これからは科学的研究に基づく学術的緊密事業であるべき
- (オ) これまでの慈善事業は社会の上位にある少数の有志者が憐憫の情にかられ、下位の少数者に向かって行う個人的好意的恩恵行為であったが、これからの社会事業は社会国家がその組織の各部要素に対する改善の計画を実行する機関として社会に対して奉仕のための合理的責務行為でなければならない
- (カ) これまでの慈善事業は社会に実効を現すよりも寧ろその実行者が道徳的修養または、社会の道徳的強化に価値を置いていたが、これからは一個の事務的事業として確実に具体的実効を奏する施設でなければならない。

科学的研究や専門職の重要性、また、社会国家では社会事業が必要であることを強調している。まさに、慈善事業から社会事業への転換、その時に婦人の力を必要とし養成しようとしていたことがわかる。さらに、麻生はこの社会事業学部開設の趣旨のなかで、他の文明国に比較して我が国の異常に高い乳児死亡率をあげ²⁷、保育の重要性、さらに工業労働に従事する160万人を超える女工の幸福を増やすことが実業家の利益になり、社会一般の福祉を高めるために、社会事業学部には児童保全科と女工保全科の二科が設置されることになったと設置の経緯を書いている。麻生は新学部新設の際、生江孝之、山室軍平、留岡幸助などの社会事業家たち、また、永井亮、戸田貞三、綿貫哲雄らの社会政策や社会学者にも相談している。学部名称を社会学部にとり案もあつたがより実践を重視するという意味から社会事業学部としたという。保育と女工という女性に深くかわる科、そして社会一般の福祉のために、という慈善ではなく福祉のためにという発想は、現代においても通用する極めて斬新なものであったといえよう。

児童保全科（甲）では主専攻科目として、社会事業実習のほか、児科、産科及び看護法や社会事業調査法、防貧救貧事業（戸田貞三）また、女工保全科（乙）

²⁶ 麻生正蔵「高等教育を受けた婦人の功績」『家庭之友』第7号、明治42年10月3日、pp. 208-209

²⁷ 乳児死亡率はニュージーランド48に対し、日本は159と極めて高いことが記されている。

では、女工使用問題や農村問題、社会事業調査法（生江孝之）、婦人問題や労資問題（永井亮）といった科目が配置されている。労働問題、農村問題、調査法、婦人問題、看護法にも及ぶ幅広いテーマを学ぶことが可能であり、今日においても極めて魅力的である。当時としても社会性に富む進取の精神に満ちた斬新な科目配列であった。とりわけ、産科や看護といった科目が配置されていたことは社会事業、女性とこれらが未分化、緊密であったことの証左と考えられる。

(2) 社会事業界に人材を輩出するキーステーションとして

当時の社会事業学部の卒業生の就職先は以下の通りである。とくに方面委員との関係は深く興味深い。下線は方面委員や方面館、および保健婦、保健所等に絡むものである。

第一回生

- ・黒須節子：大阪市保櫻館小児保健所主任
- ・日野タツ子：東京市立寺島方面館保母長
- ・松前敏子：陽光ホーム経営
- ・高梨 華：至誠会病院看護婦寄宿舎勤務

第二回生

- ・石山清子：浴風園（養老事業）
- ・大平悦子：東京少年審判所少年保護司
- ・谷野節子：内務省社会局労働部監督課で女性としてはじめて工場監督官補を務める。戦後、労働省婦人少年局長
- ・堤 ヨシ子：大阪市立小橋婦人職業紹介所主任
- ・渡辺松子：東京基督教女子青年会幹事

第三回生

- ・大橋さかえ：司法省保護課
- ・新穂チカ：東京市淀橋区柏木方面事務所
- ・小菅克己：東京市立本木方面館保母長
- ・鈴木みつ：啓成社（職業輔導）
- ・中桐乙女：内務省衛生局
- ・野口イユ：大阪市北市民館小児保健所主任
- ・森野辰野：東京市立平位託児所保母長

第四回生

- ・小林俊子：東京市荏原戸越方面事務所
- ・麻敷ジョセフィン：大阪市西区中央看護婦会
- ・清水利子：済生会社会部主任

第五回生

- ・須田春：産業組合
- ・山中しま：東京基督教女子青年会社会部
- ・吉村タツ子：札幌市愛国婦人会隣保館
- ・斎藤政子：四谷区二葉保育園分園
- ・西川藤子：大阪市保櫻館小児保健所
- ・植山つる：聖路加国際病院社会事業部、東京市社会局訪問婦、戦後厚生省母子福祉課長

第6回生

- ・植山みち：東京市立砂町方面館、のち東京市寺島方面事務所長
- ・菊池初子：群馬県社会事業協会相愛会主事
- ・小林千恵：内務省社会局保険部組合課
- ・庄田さだ：東京基督教女子青年会
- ・坂巻テル：同情園経営

第7回生

- ・日比野操：東京市立寺島方面館保母
- ・浅沼春子：大阪市大貫小児保健所主任
- ・山本テイ：東京市立王子高等小学校衛生婦

第8回生

- ・山野井ゆき：東京基督教女子青年会有職婦人部

第10回生

- ・渋谷ミチ子：賛育会

第11回生

- ・江花ヤイ：東京市中野区本町通方面事務所
- ・五味百合子：母性保護連盟

第12回生

- ・橘田三谷歌：桜楓会託児所
- ・志村和子：東京帝国大学精神科脳研究所

昭和8（1933）年「社会」は社会主義を連想させるとのことで社会事業学部は学部閉鎖の危機に直面する。家政学部第三類に改組、名称変更し存続の道を歩む。

家政学部第三類

第一回生

- ・佐藤弥寿子：東京市立竜泉方面館保母
- ・鈴木あい子：聖路加国際病院社会事業部
- ・坂内フジノ：興望館セツルメント

50年史では、社会事業学部や家政学部第三類以外の家政学部第一類など他の学部の卒業生で社会事業に従事する者のリストが掲載されている。

家政学部第一類

- ・服部たい：農村社会教化（三重県）
- ・青山テル：中央有都学院女子教化部
- ・富田 栄²⁸：愛染園経営、愛染託児所
- ・丸山千代：聾啞婦人の家経営、桜楓会託児所、東京府救済委員
- ・千本木道子：日本基督教婦人矯風会、のち母性保護委員長
- ・岩崎よしを：名古屋市押切紡績工場
- ・奥むめお：働く婦人の家婦人セツルメント経営
- ・有岡利久：桜楓会児童相談所主任
- ・松尾まつえ：浴風園（養老事業）
- ・田澤とみ：桜楓会託児所主任
- ・佐藤あや子：東京市本郷愛染方面事務所

²⁸ 富田栄（エイ）旧姓は佐々、父佐々弥三七は大阪の資産家で熱心なクリスチャンであった。エイは日本女子大学家政学部を卒業後、石井十次の岡山孤児院に就職している。そこで知り合った富田象吉と結婚、その後、夫婦で大阪の愛染橋保育所にとりくみ石井記念愛染園の仕事に生涯をかけた。

- ・本多ちえ：大阪市長尾小児保健所主任
- ・国安ぬい：東京府南千住隣保館
- ・須田智嘉：光雲寮（少年保護）
- ・久木田蓮：大阪少年審判所少年保護司
- ・田中つる：横浜市第四方面館
- ・金政芳栄：大阪市小橋婦人職業紹介所
- ・新井うた：東京市深川産院
- ・岸本きく：東京市渋谷方面事務所
- ・谷口まさ子：東京市竜泉寺母子ホーム
- ・阿部まつい：東京市向島方面事務所
- ・金沢清子：東京市三田方面事務所
- ・海老名 潔：産業組合中央会光の家編集部
- ・小林珠子：大日本総合母の会総務理事
- ・横川英子：子どものお里経営
- ・安斎とみ子：YWCA
- ・小栗将江³¹：聖路加国際病院社会事業部
- ・吉見静江³²：興望館セツルメント館長
- ・宮田 育：東京市社会局福利課
- ・益田国香：東京市大森区社会課
- ・中田ヤス：大阪市中央職業紹介所婦人部主任
- ・高島貞子：YWCA家庭婦人部
- ・田代文子：国際聖路加病院社会事業部
- ・和田スイ：内外編物株式会社女工取締（蒲田）
- ・岩崎盈子³³：大阪府社会課方面書記、婦人運動家

師範家政学部（第二類）

- ・小滝 清：浅草区玉姫市民館
- ・日比勝代：大阪市西野田小児保健所主任
- ・松田八重子：東京府社会課
- ・妹尾静江：横浜市第四方面館
- ・多々良綾子：大阪市北恩加島託児所
- ・渡辺孝子：産業中央会家の光編集部
- ・原田ミユキ：家庭購買組合
- ・古賀光音：家庭購買組合
- ・青山宮子：YWCA有職婦人部
- ・東恩納圭子：桜楓会児童相談所

国文学部

- ・小竹清子：東京市立豊学校
- ・出淵ミヤ²⁹：東京市浅草区日本堤方面事務所主任
- ・丹羽霊櫛：大日本紡績関ヶ原工場
- ・東福たか：六華園（少年保護）
- ・伊地知静子³⁰：白道園経営（浄土真宗本願寺派善教寺）
- ・牛島 安：産業組合中央会家の光編集部
- ・志立よしの：同
- ・原田やう子：家庭購買組合

英文学部

- ・押川美香：家庭購買組合幹事、同会婦人会委員長、日本消費組合婦人協会委員長

社会事業学部開学部以前より、学生の社会事業への関心は高く、英文や国文の卒業生も卒後社会事業や女工保全など仕事についている。内務省や東京市、大阪市などの職業紹介所や社会課、保健所などの行政機関をはじめ、隣保事業や少年保護、病院のいわゆるソーシャルワーカーなどの社会事業の王道を行く仕事についていることは驚きである。ほんの小さな集団ではあるが社会事業学部が当時の女性の社会進出に果たした役割は小さくない。とりわけ、方面委員制度の関連事業について極めて大きな存在であったことがわかる。男性独占の社会事業界に女性人材を送り込むキーステーションの役割を果たしていたことが読み取れる。

社会事業学部の初期の卒業生に植山つるが在る。植山は東京市の「訪問婦」として働いた。次に植山の訪問婦の仕事から当時の東京市における方面委員制度と女性について検討してみる。

5. 東京市の訪問婦—植山つる

(1) 聖路加国際病院ソーシャルワーカーとして

植山つるは戦後、厚生省児童局母子福祉課長等を歴任、母子福祉、保育分野で多くの功績を残した実務家であり実践家である。戦前期は東京市の訪問婦（ケースワーカー）として生活困窮者の支援に尽力した。自分史をつづった著書『大いなる随縁—植山つるの社会福祉』で人生を振り返っているが、東京市の訪問婦に

²⁹ 出淵ミヤは、外交官出淵健次の姪で、戦前戦後と方面事務所救済事業に関わった。戦後世田谷区中央保健所奉仕課長となった。「座談会：在宅結核患者と保健婦」『保健婦雑誌』10巻6号、1955年で、長年の経験をふまえケースワーカーと保健婦との共同の重要性について述べている。

³⁰ 昭和16年「孤児院の四季」を出版。夫、重徳とともに孤児院の経営に心血を注ぐ。

³¹ 愛知県の半田の酒造家の家に生まれ、父小栗富次郎は酒造だけでなく海運業、金融業でも成功をおさめた大実業家であった。将江は、日本女子大学校を卒業後、兄と一緒に渡米後、シモンズ女子大学社会事業学校を卒業、昭和4年聖路加病院の社会事業部でソーシャルワーカーとして勤務、日本におけるメディカルソーシャルワーカーの草分けとなった。政治家浅賀長兵衛と結婚、浅賀姓となる。戦後、厚生省児童局事務官、家裁調停員、東京都民生委員等を歴任、日本福祉大学で教鞭をとった。

³² 父、山口壮吉は第一銀行頭取という非常に恵まれた環境に生まれた。生まれてすぐ母が亡くなったため、叔母の養女となった。日本女子大学校英文科を卒業後、富山女子師範学校の教師となった。大正8年、日本基督教婦人矯風会のセツルメント事業に関わる。その後、昭和2年セツルメントを学ぶべく渡米。ニューヨークのスクールオブソーシャルワークで社会事業と事業の経営法を学ぶ。帰国後、昭和2年、興望館セツルメントの館長となった。昭和22年、厚生省児童局保育課長に就任、保育所の増設を実施した。

³³ 大阪府社会課方面書記であると同時に婦人運動の活動家でもあった。「婦人と社会事業—ブルジョア婦人社会事業観を排撃す」などの著書がある（『社会福利』14-7、1930年）。岩崎については永岡正己『戦前大阪における社会事業批判—川上貫一、岩崎盈子をめぐって』『地域福祉研究』（5）1977、pp. 153-177に詳しい。

ついでに記述は戦前期東京市の婦人方面委員を研究するうえできわめて興味深い。ここで植山について少し詳しく述べておきたい。

植山つるは明治40年福井県敦賀町に生まれた。関東大震災によって被災した人々を救済するべく社会事業を志す。敦賀基督教伝道所の牧師夫人に相談し父親の反対を押し切って家出同然で上京、日本基督教婦人矯風会本部の守屋東を訪ねる。矯風会事業の婦人ホームで女子青年教護指導の助手となり、社会事業の道を踏み出した。その後社会事業の専門教育を受けることを決意し、当時すでに開設されていた日本女子大学の社会事業学部女工保全科に入学、生江孝之のもとで社会事業論、戸田貞三の社会調査と家族関係論を学ぶ。植山は、「当時の日本女子大学の社会事業学部は大正デモクラシーの中で社会事業の指導者を養成することを目的とする開拓的な学部であった³⁴」と記している。そのほか、防貧問題や社会政策、社会衛生、農村問題などを受講している。卒業後、聖路加国際病院社会事業部に就職した。この部署には植山のほかに医師、看護婦が配置されていたが、ソーシャルワーカーとして他に小栗将江（のちの浅賀ふさ）がいた。植山を加え4名で社会事業部を担った。連日、結核相談と家庭訪問に専念したという。植山は軽い結核になり、退職するが、その後、回復し縁あって東京市訪問婦となる。植山は訪問婦を自らケースワーカーと呼んでいる。

(2) 東京市訪問婦の社会的地位

植山によれば「昭和5年、東京市に訪問婦制度が創設され、聖路加国際病院講堂で訪問婦の二週間の研修会が開催され、その後、社会局保護課勤務として京橋第一方面事務所に配属された」という。「この方面委員の拠点となる事務所には、昭和5年度より、所長のほか、指導手および訪問婦が各事務所に配属させられた。その学歴をみると指導手は大学卒以上のもの、訪問婦は専門学校卒以上のものが大半を占めていた」という。当時は知識階級者の就職が困難な時代であったので、高学歴なものが指導手や訪問婦として雇用されていて、のちの北山衆議院議員や大分県知事、広島市長などがいた。「訪問婦は婦人の社会的地位の開拓分野として細民生活戦線に働くため、戸惑いはあるものの大きな熱意で臨んだものが多かった」と書いている。この時、東京市社会局の職員として（家庭）訪問婦32名が配置されたとある。

この植山の言を裏付けるものとして、昭和5年『児童研究』は「暗黒街へ訪問婦」の記事を掲載している。

「東京市社会局では市内32地区の方面事務所に各々1名の専門学校出の婦人を配り、細民家庭の慰安及び

保健衛生の指導相談にあたらしむるため、かねて築地聖路加病院に講習会を開催し、公衆衛生、予防医学、小児衛生学、乳児健康相談、ソーシャルケースワーク、医学的診断および治癒の知識、救急処置等について講習せしめた。6月1日から暗黒街に訪問婦として実地に活動せしめるはずである³⁵。」

スタートして半年後の昭和6年ごろ、熊澤秋子が「訪問婦」について次のように書いている³⁶。

「細民の母」として、「方面委員や事務所職員のよきアシスタントとして訪問婦というものがあった」「訪問婦はいわゆるスラムディストリクトの家庭を訪問して歩くのがその生命」で「ケースの発生に応じて訪問し、カードによって細密な調査をする。厳正な判断のもとに急急の処置をする。こういった仕事に女が選ばれたのは、応対がやわらかで、よい微細な観察をすることができ、時に大胆な判断もできる。要するに男子よりも役人的事務的な仕事ができるから」である。また、「救護法案では方面委員がそのまま（救護）委員として取り入れられるそうだが、方面委員制度が今のような支離滅裂な状態にあると全く不能な機関になってしまつて方面委員制度が廃止になってしまうのでは」と危惧している。救護法施行前夜の東京市の方面委員制度の混乱ぶりを支離滅裂と男性方面委員への痛烈な批判として訪問婦の眼から鋭くついている。

(3) 救護法と東京市訪問婦—事務員なのかケースワーカーなのか

昭和4年救護法が制定され、方面委員は市町村の救護事務に関する補助機関として位置づけられた。方面委員の救護事務の補助とは、救護を受ける者について個々にその生活状態、心身並びに社会的関係等を調査して、市町村長が救護の許否と種類、救護方法などを決定する場合の参考資料を提供、常に被救護者を巡視して救護の適否を監督して救護の変更等の意見を具申することが主な任務であった。東京市は昭和7年の施行を機に方面地区を20区64方面地区にして、方面委員の拠点とする方面事務所を設置、そこに所長、指導手、訪問婦の有給職員を原則配置、臨時調査員などもつけ救護の前線機能を高めるようとした。託児所事業を行う方面地区には方面館を置いた。水上生活者6,800世帯、16,000人への保護事業として昭和8年8月には水上方面委員制度が始まっている。

「当時東京市社会局長安井誠一郎は社会事業施策として科学的研究と社会事業の専門的技術の導入が必要であると考えていた。その際、東京市の囑託であった賀川豊彦の意見を取り入れケースワークを行うため訪問婦制度を採用したという³⁷」

植山によれば、当時訪問婦としての仕事の中心の第一は、「保健に関する事務」で、診察券の配布や無料

³⁴ 植山つる著『大いなる随縁—植山鶴の社会福祉』昭和61年、全社協、p.9

³⁵ 児童研究34-3、1930年6月号、1930年、p.5

³⁶ 熊澤秋子「訪問婦の眼に映った方面事業」『社会福利』15-2、1931年

³⁷ 植山つる 同上、p.50

診察などの相談、第二は生活費補助給与の事務で、方面委員と協議の上、救助を行うというものであった。

東京市の訪問婦の仕事ぶりから、当時の東京市における方面事務所の組織、男性の方面委員と訪問婦の仕事の分担、訪問婦はケースワーカーとして位置づけられていたものの、事務所によってその仕事内容が固定せず、方面事務と訪問という二つの仕事を担っていた

表1 東京市職員の配置 (社会局抜粋)

	職名	庶務課	保護課	福利課	職業課	計
社会局	局長	1				
	主事	4	6	6	9	25
	技師		1		1	2
	書記	13	134	50	122	319
	技手				11	11
	授業員		2			2
	医員		2			2
	質屋鑑定員			20		20
	助産婦長		4			4
	保母長		22			22
	嘱託	2	7	2		11
	雇	24	62	76	181	343
	指導手		18			18
	守衛				1	1
	運転手		2			2
	機関士		3			3
	訪問婦		35			35
	保母		95			95
	保健婦		47	2		49
	助産婦		27			27
	計	44	467	156	325	991

「東京市職員写真銘鑑昭和12年」 pp. 50-51より筆者作成

表2 東京市雇員規定

- ・保母は幼稚園保母たるべき資格を有し又は高等女学校を卒業しもしくはこれと同等以上の学力ありと認むる女子及び相当経験のある女子よりこれを採用す。
- ・看護婦は看護婦の免許を受ける資格を有し、又は相当経験を有する女子よりこれを採用す。
- ・助産婦は産婆の中よりこれを採用す。
- ・指導手は専門学校を卒業し又はこれと同等以上の学力を有する者の中よりこれを採用す。
- ・訪問婦は高等女学校を卒業し又はこれと同等以上の学力を有する者の中よりこれを採用す。
- ・保健婦は看護婦の免許を受ける資格を有する者産婆又は相当経験を有する者の中よりこれを採用す。

「東京市雇員となる方法」『最新東京苦学案内』東京予備学校出版部、昭和9年、pp. 88-89より筆者作成

ことがわかる。高学歴で専門教育を受けてきたにもかかわらず賃金は低く、運転手の下だったのちに悔しさを滲ませ述懐している³⁸。表1は昭和12年東京市社会局の職員配置表である。訪問婦は保護課に属し昭和12年当時35名であったことがわかる。また、表2は昭和9年当時の東京市の雇員規定である。訪問婦は高等女学校卒又は同等以上の学力が求められていた。

以上が植山つるの体験をとおしてみた東京市の訪問婦の事例である。「貧民の母」として公的救済の事務と訪問の両方を担っていた。男性方面委員が対応できない事例にこそ女性の方面委員が必要であったが、専門的な仕事を期待されながらも男性職員ヒエラルキーの下位に位置付けられていて、矛盾に満ちた存在であったことがわかる。

6. 高い乳児死亡率と方面助産婦と巡回産婆への期待

(1) 大正12年三田谷啓『乳児の保護³⁹』における家庭訪問婦

三田谷啓⁴⁰は、ドイツ留学を経て、知的障害の子ども治療教育分野で活躍した医師である。大正7年、大阪市社会部に児童課が設置され、その課長に就任し児童相談所、少年職業相談所、産院、乳児院を創設した。三田谷はその著『乳児の保護』の中で、まず乳児死亡率について触れ、訪問婦の重要性とともに家庭訪問婦について次のように言及している。

「大正3年から7年の統計『道府県別乳児死亡率』によれば、乳児死亡率には地域差がある。大阪府は23.3%ともっとも率が高い。大阪府の乳児死亡率をいかに下げることが政策的重要課題である⁴¹。育児教育にとって『家庭訪問婦』（「巡回保育婦」）が重要である」。

この訪問婦について三田谷は「ドイツには市に専任の育児婦（Fürsorgeschwester）、英国には衛生訪問員（Health visitor）がいて、母親に育児上の知識を普及するために努力している、と紹介している。さらに「巡回籃」に言及していることは極めて興味深い。

「貧困の産婦は分娩用具の準備をすることが困難なので、「巡回籃」（Wanderkorb）が有効である。貧困産婦のために産具を貸与するもので、手洗い鉢3個、暖床器1個、コップ1個、敷布1枚、手ぬぐい3枚、敷臺4個、ゴム敷臺1個、夜衣1枚である。これらの用具は常に消毒しておき、白布袋にいれ臨機応変に使用できる状態にしておく、このほか産婦には肌着一枚、さらし洗布一枚、綿250匁、石鹼1個を支給する」とある。そしてこれは、「エルバフェルト市婦人会巡

³⁸ 同上、「婦人方面委員並びに訪問婦制度に関する懇談会—東京市の訪問婦と語る」 pp. 60-65、出席者は訪問婦および母性保護連盟委員となっている。植山つる、草野照子、鈴木紀美子、佐藤綾子、五十嵐清水、千本木道子、大屋梅、吉見静江、金子しげり（山高）

³⁹ 三田谷啓『乳児の保護』大正12年、同文館

⁴⁰ 三田谷啓の物語、<http://sandaya.or.jp/about-hiraku-story/2022.9.4>

⁴¹ 三田谷『乳児の保護』（pp. 98-102）

回籠と同じものであり、エルバフェルト市では15個の籠が用意されている。エルバフェルト市のみならず、1906年の段階で、ドイツでこの制度を導入しているのは17都市に及んでいる」とこの「巡回籠」の重要性を強調している⁴²。また、三田谷は大阪の助産婦の活動、いわゆる方面助産婦について次のように紹介している。

大阪府では、妊産婦及び乳児保護のために助産婦3名を採用し、方面委員、篤志婦人、医師、産婆及び各種社会的施設と連絡をとり、協同してことに当たらせることになった。経費は、

*2,520円（俸給）

助産婦3人（ひとり月額70円）

*420円（慰労手当）

*525円（助産具）

*3,546円（助産取扱費）

方面カード人口3万5,466人、人口千人当たり出産率30とし、予定出産数1,064人、分娩一件につき、経費3回

*乳児妊産婦保護費、消耗品等

大阪の方面助産婦職務要項は次の通りである⁴³。

1. 妊婦の早期発見

カード階級の妊婦を発見し妊娠中の心得殊に分娩前後の注意を与え診察を行い出産手配を為し、妊婦の職業不適当の時は方面委員にその旨通告すべし

2. 病弱妊婦の保護

妊婦の健康状態を注意し疾病ありと認めるときは医療の道を講ずること

3. 異常妊婦の保護

異常妊娠又は産道に異常なる難産の疑いある妊婦を発見する時は医師の診察を求め相当手当をなすこと

4. 産褥婦の早期発見

産褥婦を早期に発見し産後の注意を与え殊に離床就業につきても注意すること

5. 病弱産褥婦保護

病弱産褥婦を発見し、保護治療の法を講じ、母乳保育の可否につき医師の意見を特に求むること

6. 乳児の早期発見

カード階級者の乳児を早期に発見して乳児の寝かせ方、授乳の心得、入浴の心得、衣服襁褓の心得、抱き方等乳児の育て方を注意し迷信又は無知による誤った育児法をただし、特に母乳保育の利益を宣伝すること

7. 病弱及び不具乳児の保護

常に家庭訪問等によりて乳児の発育状態に留意し病弱及び不具児を発見し適當の保護医療をうけしむること

8. 私生児、養児、里子の早期発見

カード階級の私生児、里子、養児等は一般に特別注意を要するものなれば早期にこれを発見適當の保護指導に勉むること

9. 母又は父の死せる乳児の保護

親を失える乳児を早期に発見保護を与え、時に適當の家庭に委託し、又は乳児院、育児院等入院せしむること

10. 母乳不足の乳児の早期発見

母乳不足の時は乳児の発育困難にして特に早期の要ありされど、真に母乳不足のことは少なく、多くは乳の授け方悪しきためなれば善く授乳法を伝授すること

11. 人工栄養乳児の保護

人工栄養による時は乳児に危険多ければ特に牛乳の薄め方、用法、用量、授乳時間、危惧の掃除等につき常に注意を与えること

12. 応急保護

皮膚爛れの手当、洗眼、浣腸等の要あるときは、その処置を行い、又必要に応じて助産をなすこと

13. 当時の流行性疾病の予防及び看護法の宣伝

時節によりて流行し又は流行の恐れある疾病の予防手当等の注意を与ふること

14. 必需品貸与

カード階級の妊婦及び乳児の生存発育上必要な物品あるいは栄養品の不足を発見したときはこれが給付又は貸与を図ること

15. 衛生思想の普及

その他カード階級に一般衛生思想の普及をはかり、特に乳児相談所等の利用につき宣伝すること。

このように三田谷は方面助産婦の重要性を述べている。さらに同時期にスタートした神戸市の巡回産婆を次のように紹介している。方面助産婦と巡回産婆はきわめて近い役割をもっていたと考えられる。

(2) 大正11年5月神戸市社会課巡回産婆制度

大正11年5月、神戸市社会課で、巡回産婆制度が開始された。その目的と任務について、「本産婆は妊産婦及び胎児、嬰兒の保護のため無料にて無資力妊産婦の助産を為すことを目的とす。巡回産婆は右の目的のために、毎日一回以上各自の受け持ち区域内を巡回し助産の需めに応ずるものとす」とある。また、申し込み方法は、助産の請求を為さんとするものは当該区域受け持ちの産婆又は神戸市社会課に対して申し込み、組織は神戸市を四巡回区域に分ち、毎区一人宛の産婆を置き、社会課長の指揮監督の下に助産の事務を取らせるというものであった。ちなみに経常費（大正11年度）は4,200円であった⁴⁴。

⁴² 同上 (pp. 159-160)

⁴³ 同上 (p. 168-171)

この時期に巡回産婆制度は拡大していく。兵庫県や岡山県でも巡回産婆が設置されている。また、巡回産婆ではないが近いものとして、東京では衛生婦が学校に配置される。

(3) 兵庫県救済協会巡回産婆

大正12年4月、兵庫県救済協会巡回産婆を設置している。規定によれば、資力薄弱なるものの需に応じ無料で妊産婦または胎児生児の保護の任に当たらしむるため本会に巡回産婆を設置する(第1条)。巡回産婆は受け持ち区域内を巡回し産家の需あるときはその依頼に応じ直に産婆の業務に従事すべし(第3条)。巡回産婆の診察を受けんとするものは、口頭、電話または文書をもって産婆、警察署、市役所又は救護視察員に申し込むべし(第4条)。大正12年12月末現在で、明石、尼崎、姫路各市合計で、約60の産婦、生児、250を超える妊婦を取り扱っている⁴⁵。経済的に困難な妊産婦が産婆、警察、市役所又は救護視察員に申し込むようになっており、いわゆる妊産婦支援は産婆が大きな役割をもっていたことがわかる。

(4) 岡山済世顧問制度と巡回産婆

大正6年に岡山済世顧問制度が誕生し、済世顧問を補佐協力する済世委員を大正10年に設けるが、事業要項に「妊産婦及び幼児の健康の保持増進の上に適切な注意」を払うべきことが提示された。その取扱細目に「妊産婦取扱」がとりあげられ「妊産婦保護」が、済世顧問、済世委員の仕事にクローズアップされる。いわゆる巡回産婆である。大正15年9月4日現在、岡山市では148名、全県で合計554名が配置されている⁴⁶。大正15年岡山県社会課嘱託緋田工が「巡回産婆の話」を執筆、県下関係機関に配布している。また、岡山県社会事業協会研究部児童保護委員会は昭和7年に「児童保護事業に関する体系」を発表、そのなかで、「訪問婦」としての「産婆」の設置推奨につとめたこともあり、促進され、相当の成績をあげていた済世委員と巡回産婆は、妊産婦保護によって強く結びつけられたといえよう。

(5) 小学校と衛生婦

大正10年4月に東京市では市立小学校直属の衛生婦を創設している。その後、各区で盛んに利用するようになり、昭和の初期には産婆看護婦免許状をもっているもの26名。看護婦免許状をもっているもの54名、その他3名、合計83名となっている⁴⁷。昭和3年度の予算5,985円、2年度中に取り扱った児童疾病の延べ人員は85万4,999人でトラホーム557人、結膜炎15,968人、

白癬15万6,874人、凍傷52,684人、衛生婦一名あたり、1万4千人を扱ったとある。

7. 巡回看護婦の登場と拡大

(1) 東京基督教女子青年会による巡回看護婦会設立

大正7年5月に東京基督教女子青年会は、王子で事業を開始、その後、手狭になったため滝野川に移るが、その後、大正8年5月に尾久に移転している。大正9年6月看護婦会設立の認可を受け巡回看護をはじめ。専任者田丸よね子と看護婦2名を置く⁴⁸。田丸は前述したように、東京府慈善協会救済委員制度の王子方面救済委員(専任委員)として任命されている。巡回看護婦会の事業内容は次の通りである。

「町村長あるいは警察署長の紹介で本会から出張員を出し、本会で取扱が困難な場合は、施療病院に取り扱いを斡旋、出張員は看護に要する技術を伝授し、斯界のために尽くしつつある。殊に妊産婦については、巡回して胎教を説話し、実地に伝授を施し、あわせて育児の方法及び産後の景況を観察して育児を全うさせつつある」

この「出張員」は、いわゆる「保健婦」を想起させるものである。

(2) 賛育会の「私設方面委員」と「巡回産婆」

東京市内で妊産婦保護事業の中心的存在であり、社会事業に最も力強い活動を展開していたのが賛育会であった。賛育会は大正8年8月、東京帝国大学基督教青年会によって設立された妊産婦保護を目的とする団体である。団体設立の前、大正7年4月から東京市本所区太平町1丁目に妊産婦乳児相談所及び保育所を設置し、実績をあげていた。『賛育会50年史』によると「産院の外に病院を持ち、住宅を管理し産婆学校を開き、細民消費組合の本部となり、精米所を設け、助産数は月平均120余、婦人小児の診療は日に150、幼児保育も日に150、消費組合の売り上げは月平均5,150円に上っていた⁴⁹」とある。妊産婦乳児相談所と保育所をドッキングさせ、産婆学校と生活困窮の人々が助け合う消費組合も組み合わせた地域拠点ともいべき組織を試行していたのである。

さらに注目すべきは賛育会は大正15年末に主婦による「私設方面委員」を設置していることである。「……なほ苦しめる者にして賛育会の所在を知らず、賛育会当事者の耳目に触れない者多く、而も東京市の方面委員が斯かるものを世話するに甚だ嫌らぬ点多きを遺憾とし、大正15年末に、本所深川及びその隣接郡部で、賛育会と馴染みの主婦達の中から所謂金棒引きの人た

⁴⁴ 同上 (p. 171)

⁴⁵ 兵庫県社会課『兵庫県社会事業要覧』大正13年5月、pp. 116-118

⁴⁶ 『社会事業施設としての巡回産婆』『岡山県看護事業発達史稿』岡山県看護事業史調査会、1961年

⁴⁷ ただし麻布区は未設置、東京府社会事業協会報38 昭和3年6月、p. 44

⁴⁸ 大正9年東京市社会局『東京社会事業名鑑』

⁴⁹ 社会福祉法人賛育会「社会事業文献に現れた賛育会」『賛育会50年史』p. 180

ちを選び、私設の方面委員として、近隣に婦人疾患者妊産婦乳幼児ある場合、賛育会の所在を知らしめる役目を委託し、兼ねて賛育会と此れ等地區民との結帯を固からしめて事業の進展を期した⁵⁰。私設ながら方面委員と位置づけ、東京市の方面委員制度開始5～6年後、制度を補完すべくこの地域に主婦によるいわゆる方面委員が誕生していたのである。この主婦たちがどのような人々であったのか詳しいことは不明であるが、その前に組織されていた購買組合の活動と深くつながっていた可能性がある。

賛育会は大正13年末に会員特志者の出資を得てバザーを開く。これは、地元の主婦達から歓迎され、大正14年初からは定例化され、毎日曜日に米味噌醤油の廉売、さらにその後、好評につき毎日開市するようになっている。常得意の主婦達を集めて購買組合が組織されている。最初は単なる防貧組合に過ぎなかったが大正15年9月には、産業組合法による購買組合として認可されるに至っている。組合員は昭和2年10月末には650名。賛育会の購買組合の組合員の中からこの私設方面委員は選ばれたのではないか。

賛育会は同時期にもうひとつの重要な事業「巡回産婆」を開始している。『賛育会50年史』によれば、関東大震災後、大正13年1月に「巡回産婆」が地元の町を中心に妊婦の家庭を訪問し指導にあたった。「外来前後の時間を利用し、外来での来診経験妊婦を対象に一月1回自宅を訪問し指導にあたる⁵¹」というものであった。その後、分娩後の乳児の発育相談のため「無料健康相談」を開始、昭和12年6月には、「専任の訪問看護婦」を設置している。『賛育会50年史』では「訪問看護婦」と「巡回看護婦」事業は同一のものとして記載されている⁵²。「訪問看護婦事業の仕事は非常に複雑多岐にわたるもので、知識が豊富で訓練をうけたものでなければ事に当たることは困難」とされるものであったという。具体的に次の6点の仕事があげられている。

1. 一定区域の家庭を訪問する。
2. 家庭訪問に際しては、規定のカードに必要事項を記入して医師に報告し、かつ、医師の指示を家庭に伝える。
3. 妊産婦発見のために常に関係官署、方面委員、産婆等との連絡を図る。
4. 出産届及び種痘等に関する心得を教示する。
5. 牛乳の調理、離乳期の食物、乳児の取り扱い、被服、居室等について教示する。
6. 妊娠、産褥、疾病等に関する相談に応じ、ある程度までの指導をなす。

このように当時「巡回看護婦」は方面委員制度と深

くかわり、医師と連携しながら在宅における救療事業、妊産婦や乳児の保護事業の根幹を担っていた。

賛育会産婆学校は大正11年10月、本所産院に母性保護の任にあたるべき優秀なる産婆を養成し、併せて産婆教育改善を図る目的として附設され、大正13年6月から養成が開始⁵³されている。前述の「巡回産婆」の開始と合わせて産院内のみならず院外における妊産婦保護事業を展開するうえでもその養成が必要とされたことがうかがわれる。

(3) 賛育会の母子保護員

同じ時期に賛育会は「母子保護員制度」を創設している。賛育会母子保護員係三浦かつみによれば、この制度は次のようなものである。

「母子保護員」は大正15年10月設立され、本所の賛育会の母子保護機関を中心としてその周辺の町に住む「30歳から50歳くらいの世話づきご内儀さんたちで合計32名、所謂母子保護網のつなぎ目としてその仕事を助けてもらっている」という。保護員は無報酬である。がいわゆる裕福な家のご内儀さんではなく、自由労働者の妻8人、家内手工業7人、職工8人、小商人4人、市電車掌2人、夜店商人2人、内職で生計をたてている寡婦2人、一家の全収入は40円から70円、教育程度は高等小学校卒2、尋常卒3、他は不就学の人が大部分だが、生活上の相互扶助についての理解は驚くばかりで十分その役割ははたされている。東京市内賛育会周辺において大都市の工業地域に生活する低所得階級の間には多産多死—乳児死亡数高率の恐るべき現象、栄養不良、住居の不衛生、過労、無教育等結局生活の貧困に帰し、労働賃金の下降、物価高騰による生活難が母子の生理的要素まで影響して短命を余儀なくされているから母子保護員は意義がある⁵⁴と書いている。

この母子保護員こそ、婦人の方面委員の役割を果たしていたのではないか。名流婦人の温情主義的な慈善事業ではなく女学校出の高学歴女性たちでもない。彼女たちは労働者の妻であり、いわば当事者によって無報酬で方面委員的な仕事をする集団として組織されていることは驚きである。方面委員が生活支援の客体から主体へと転換していく、それは時代の変化であったのだろうか。そこに女性の力が期待され組織化されたことは極めて興味深い。

この頃のこの地域の乳児死亡率は恐ろしいほど高く、社会問題化していた。この問題への対応機関として当時東京府内で賛育会の役割は非常に大きかった。その事例を本題とは少しそれるが紹介しておく。賛育会は組織的な地域の妊産婦乳児などの保護事業、巡回看護の事業を基礎に東京府の妊産婦の事後調査に協力

⁵⁰ 同上、p. 181

⁵¹ 同上、p. 129

⁵² 同上、p. 130

⁵³ 同上、p. 123

⁵⁴ 三浦かつみ「母子保護員につきて」『済世』5-1 昭和3年1月号、pp. 22-23

している。「産院を通じてみたる母子の状態⁵⁵⁾」報告書の概要は次の通りである。

「妊産婦調査カードを用い賛育会産院で分娩したものなかから大正8年9年分189名の産婦の家庭を訪問したが、わずかに36名が分娩した当時の住所に居ったのみで(18%)、81%は転居して行方不明であった。定住性がないということがわかった。大正10年11年について、往復ははがきで対象を抽出した。大正10年度は151人中、67人、不能84人、大正11年度は153人中73名、不能80名、産婦は移動が激しいことを示していた。176戸のうち死亡児は14.6%、異常産のための死亡は16.3%と高率であることが報告されている。母の職業は内職41、女工18、女中、小遣い、芸妓7、無職112名である。女工出産児18名中14名が病弱死亡児で、いかにその労働が子どもの生命に影響しているかを示している。とりわけ、「母の職業と産前産後の休養日数」では、ドイツでは産後3週間(1878年)。ベルギーでは産後4週間の休養日(1889)、英国では産後4週間(1901年)フランスは分娩前後を通じて8週間の休養(1909年)を紹介し、我が国工場法明治44年は産前産後3週間乃至5週間の休養することになっているが、現実には、産前に全く休養しないもの57.9%、30日は13.1%、産後、21日間休養50.0%、30日は12.3%、14日休養8%、不休7.4%、7日2.8%、産後の診察を受けないもの23.2%。

この報告書は、妊産婦の労働、産前産後も休養を十分とることがないことが「異常産」や「乳児死亡」につながっていることを実証的に明らかにしている。生活困窮者が多く住む地域において労働問題としても妊産婦保護や乳児保護において婦人方面委員や巡回看護が非常に重要であることをこれらの調査は物語っている。こういった生活困窮者が密集する地域にこそ女性の専門的な知識、技術をもつ専門家、婦人方面委員(ソーシャルワーカー)が必要とされていたのである。

(4) 済生会の巡回看護班

恩賜財団済生会は関東大震災後の罹災者の救護のために、大正13年1月から臨時巡回看護婦班を組織、7月から経常施設として東京市内に初めて巡回看護班制度を設けた⁵⁶⁾。熟練した看護婦3名一組で4班組織し、深川本所浅草下谷の4つの診療所に付属して、市内の生活困窮者が集住する地区を定期または臨時に巡回、戸別訪問するものであった。職務活動は次の通りである。

1. 家庭訪問(病人の有無、衣食住の衛生的なるや否や等を注意する)
2. 伝染病患者の取り扱い(患者を発見すると直ちに医師の診療を受けさせ診断の結果、伝染病院へ送る)
3. 衛生思想の注入
4. 患者の手当(湿布、包帯等の交換、検温、洗浄、点眼、小児の凍傷手当等)
5. 患者受療の手引き(患者により一般医療機関、結核亮良所、産院、乳児院、養育院、精神病院等)
6. 妊産婦の摂生指導(産前産後の注意)
7. 助産および授乳方法
8. 衣食住に関する注意(冬季、夏季における臥床、飲食物、殊に小児の栄養等)
9. 幼児及び学齡児童の一般衛生
10. 児童の遊戯に関する注意
11. 身の上相談
12. 職業紹介(方面委員、区役所、警察所等依頼交渉)

この(奉仕)活動は実を結び、巡回訪問区域の衛生状態が改善されるなどしたため、漸次その班数を増やし昭和2年までに済生会の四谷診療所、芝本院、麴町分院にも配置し計7班となった。その後地方にも波及し、昭和16年14府県、139名になっている。この巡回看護婦班の活動の成果は社会に認められ、日本赤十字社の養成で社会看護婦生の実務練習の配置実習や大学等での社会事業に関心のある学生の配置研究先にもなっている⁵⁷⁾。昭和18年には産院付帯施設として巡回産婆を増置、妊産婦保護強化し、方面事務所と連絡をとるなど方面委員と連絡調整を行う事業に成長している。大正13年度「東京市内診療統計」によれば、巡回看護班の巡回及び訪問数は9万4千戸を超え、患者数も1万3千、妊婦取扱数322、助産80、小児保護1435、衛生指導598、保護所紹介27、身の上相談所紹介94と相当な成果をあげていた⁵⁸⁾。

(5) より高度で社会性を備えた人材養成の必要性

賛育会や済生会などのいわゆる救療機関が巡回看護や産婆を通して、生活困窮者が集住する地域の妊産婦保護や乳幼児保護に大きな役割を果たしていたことがわかる。そして、それらは方面委員と連絡を密にしていた。産婆や巡回看護婦など多様な人材が、実際には女性の方面委員というような仕事を担っていたと言っ

⁵⁵⁾ 東京府社会課「産院を通じてみたる母子の状態」『東京府社会事業協会報』29

⁵⁶⁾ 恩賜財団済生会『臨時救療事業概要報告』大正12年9月至13年6月、p.11によれば、済生会の巡回看護班は、大正13年1月上旬より巡回看護班(看護婦産婆共に五人をもって一班とし、班医一名を附す)を設け、市内診療所及びその他の必要な場所に配置した。細民部落及び集団バラックを巡回し各家庭を訪問、患者の看護、助産、妊産婦及び小児の保護、並びに伝染病予防指導その他衛生について誘導宣伝、下層民衆の理解を増加させた、とある。最初は試行的に行われ次第に社会的評価さら組織も再編され定着していったと思われる。

⁵⁷⁾ 『恩賜財団済生会70年史』、1982年、pp.64-66

⁵⁸⁾ 恩賜財団済生会『大正13年度東京市内診療統計』大正15年4月

てもよいだろう。医療機関によるこのような取り組みは高く評価されていた。そういう中で、より高い専門性が必要であるという指摘が登場してくるのも自然のなり行きである。

東京市社会局の保母三木由子は昭和3年「女性としての立場より東京市乳幼児保護施設の批判並びにその改善策⁵⁹⁾」で組織的な訪問婦養成について次のように提案をしている。

「訪問の目的を全うするためには育児、衛生に関する知識のみでは不十分である。なぜなら保健や健康増進の条件は単に身体的方面にのみかざられているわけではない。社会が複雑になればあらゆる事象が互いに影響しあってその結果があるときは身体的、精神的の方面にあるいは経済上の問題等々様々な容をとって現れてくるので、訪問婦は育児、衛生に関する知識のほかに経済的方面、心理的方面などの相当な知識と理解が必要である。経済上の困難がみすみす栄養不良児を作っていくというような場合も考えられる。細民階級を対象としている以上、経済方面に関連した種々の問題にますます遭遇するだろう。最近、聖路加国際病院の社会事業部にこうした要求のもとに養成機関が創設されたことは喜ぶべき現象で、このような事業が発達してほしい。講習会や講演会で訪問婦養成に当たる一方、組織だった養成機関設立の機運を助長すべきである。また、児童保護員について、家庭訪問の目的が育児思想の普及、相談所と家庭との連絡、相談所であるか知らないことのできない事情をその環境、家庭の状況から看取しようとするにあってみれば、今日細民階級の生活状態の調査、その改善向上のために活動している方面委員、もしくは土地の事情に通ずる婦人の人望家等の中に特に児童保護について熱心なる人々の援助はことに適切なるものがある。こうした人々を借りて児童保護員となづけてもよい。訪問婦の仕事と相まって事業の発展上有力である。細民地区の乳幼児死亡率は、東京市の平均にくらべ、極めて高率であるので、そういう地域に優先させて児童相談所を増設すべきである」。

三木の主張は保母という立場から、訪問婦には、育児や衛生の知識だけでなく、効果的な経済的支援を含めた相談支援、すなわちソーシャルワークが必要であると説いているのである。児童保護員、訪問婦、方面委員、土地の女性人望家の仕事について定義しているわけではないものの、女性が深くかわかる仕事としてソーシャルワーカーの仕事が強くイメージされている。この三木の女性専門家養成の必要性の主張は、たとえば丸岡ヒデの同時期に発表された女性方面委員に関する次の論文の指摘にも通じるものである。

「東京市の事業一般についてみると、婦人の採用が

いろいろな方面に行われているようであり、殊に社会事業方面において、婦人従事者が多数いる。しかし、それは単に男子の手足となって働くに過ぎないもので、事実上、主要な地位を与えられているものは極めて少ない。婦人に主要な地位が与えられるべきである。社会事業においてこそ、単に手足ではなく積極的で主要な地位が婦人には与えられるべきである。社会事業への参加の基本的なものとして方面委員制度をあげたい。これこそ婦人が最も多数にかつ主要な地位にたって働く極めて適切なものである。しかし、東京市だけでなく全国的にそうだが方面委員はことごとく男性で占められていて、一人の婦人も見出すことができない。方面委員の仕事は寧ろ婦人の仕事として適切なものである。訓練された有力な婦人社会事業家を養成することができると思われる。今は方面委員は無給であり、そこに意義を見出すという意見もあるが、それには反対である。無給であると区域内の有力者、金持ちによって構成されてしまうのでまず人々の痛痒を感じられない。そうした人々の片手間の仕事で果たして仕事ははかどるか不明である。生計の代償としてその全的勢力を投げ出してことにあたる有給委員にして初めて、無産民衆の環境をより完全に決定できるのではないか。片手間ややり繰り時間的な仕事の仕切りを離れて無産民衆のための真の代弁者として彼らの欲求を遂行する独立の職業としなければ方面委員としての職務を十分に発揮することはできない⁶⁰⁾。

丸岡は、無給の男性の方面委員では金持ちに独占されてしまう、という理由から反対し、有給の訓練された社会事業家、とりわけ婦人の専門家養成すべきであると書いている。方面委員の職務は片手間の仕事ではなく、民衆のための代弁者として彼らの欲求を遂行する独立の有給の職業と定義している。当時の男性中心無給の方面委員の非専門性と女性不在の社会事業への痛烈な批判である。

このように曲がりなりにも女性を方面委員に専門職として登用せよ、という論調は昭和6年～7年ごろまでは続く。昭和4年の精神衛生学会誌『脳』では内務省社会局では「婦人方面委員」を具体化すべく審議中であることを報じている。また、同年の海野幸徳「婦人方面委員の研究」においても冒頭に書いたように拡大を推奨していることから明らかである。

女性の方面委員を拡大する路線が大きく変更していくのは、昭和8(1933)年日本女子大学校社会事業学部が閉鎖の危機に瀕し、辛うじて家政学部第三類に改組した時期であろう。社会事業が縮小され、ソーシャルなものから家政に特化したものに、また、それまでは生活困窮者の医療や失業対策を含む広範な生活支援であったものから軍事援護事業に軸が変化していく。昭和14年『方面委員令施行記念方面事業大鑑』では東京府の訪問婦が一堂に会して「婦人方面委員制度一東

⁵⁹⁾ 済生5-9 昭和3年7月

⁶⁰⁾ 丸岡ヒデ「婦人の立場より見た東京市の社会事業」『東京市社会事業批判』東京市政調査会、昭和3年、pp.141-150

京府」懇談会を開催している。そこでは、「生活改善の指導時局に鑑みて、貯金の奨励、思想の観察指導、軍事援護事業遂行等生活の全面に涉って指導を為すのが訪問婦の任務（東京府朝原社会事業主事の発言）⁶¹」とされている。思想の観察指導や、軍人出征家族や遺族への慰問という役割⁶²が加わり、生活困窮世帯の生活支援という訪問婦の設置当初とはまったく変質していったことが読み取れる。

8. 婦人方面委員とその周辺 —まとめにかえて

以上、大正中中期から昭和初期における方面委員制度を婦人方面委員を軸に、妊娠婦保護事業などの救済事業といった周辺領域も視野にいれ慈善事業、社会事業における女性の位置と役割を描いてみた。紙面も尽きたので以下をもって小括としたい。

男性の独占的な名誉職である方面委員制度において女性はどう位置づけられたか。第1に、第一次大戦後、大正中中期には大量の西欧文化が流入し各分野で女性を登用せよ、という時代の雰囲気があったということである。まさに山高しげりが述べているように、「明治期と異なって女性たちにとって自由な発芽時代と言われる時代」には女性が社会事業に参入していく素地は十分あった。女性方面委員への期待も大きかった。日本女子大学校に社会事業学部が設置されたことは時代の要請であった。

第2に、関東大震災、世界恐慌を経て、東京などの大都市では労働者の貧困問題は深刻となり、地方でも農村の疲弊は目を覆うものがあったが、女性が社会事業にとりわけ方面委員制度に参入することが期待された背景すなわち、高い乳児死亡率への対応が社会問題化したことがある。当時我が国は、欧米先進国に比べ乳児死亡率が驚くほど高かった。危機感は一医療関係者のみならず、政府や自治体職員、国民全体にも広がっていた。貧困対策の中核として妊娠婦保護や児童保護が位置付けられ、連動して女性方面委員への期待が集まっていったことがわかる。乳幼児や妊娠婦保護に関連して同時に巡回産婆、巡回看護等へ期待も集まった。男性方面委員では到底対応できない分野であり、そこに女性の力が必要とされたのである。東京市の訪問婦などはその典型である。次第に専門的な訓練を受けた女性の方面委員や巡回婦や巡回産婆、巡回助産婦などの女性たちが期待されるようになった。それらは公衆衛生事業と並び保健婦や助産婦、看護婦といった専門家養成という一つの流れをつくっていった。

他方、ソーシャルな視点や専門性の高い人材が方面

委員制度にも必要とされるようになっていく。同時に生活困窮者が集住するような地域では、貧困がなぜ生まれるのか、などの社会問題として捉える視点、さらに経済的あるいは心理的支援などを含めた生活支援、また救護法の制定を契機に公的救済につなげていく力が求められるようになる。

第3に、より高い専門的な助産や看護の知識や技術を含めいわばソーシャルワーカーとしての力が問われるようになるとそれまで男性の独占的な名誉職としての方面委員では事足りなくなったことである。無給の名誉職、地主や家主のような経済的にゆとりのある層が片手間にやる方面委員制度の限界が次第に指摘されるようになる。有給の専門職として女性を登用し成熟した制度に転換する必要がいわれた。しかし、内務省や東京市のトップ層は女性登用を理解していたものの末端の無給の名誉職に満足している男性方面委員たちにとってそれは自らの立場を脅かす存在であり、受け入れがたいものであったようである。女性の方面委員登用の機運は盛り上がることはなかった。

とはいうものの女性を方面委員に登用するという取り組みは群馬県など一部の自治体では行われていたことを第4としてあげたい。製糸工場などで多くの女工をかかえている自治体では、婦人労働者のために妊娠婦保護や乳幼児保護が極めて重要であった。そのため婦人方面委員を設置する必要があり一部の地域では成果を上げていたと考えられる。黒保根村の公設産婆などは特に注目される。群馬県はそもそも廃娼運動が盛んであったことを考えると日本基督教婦人矯風会などの女性運動などとの関係もさらに探究する必要がある。

第5として新しい芽として、賛育会の私設方面委員の存在である。一般労働者層の中から、自らの生活問題を自らの手で相互のたすけあいのなかで解決しようという運動が出現したこと、その中心に女性がいたことは注目に値する。温情主義的な方面委員制度を越えて、それまで公的救済の一方的受給の客体であった者が方面委員といういわば供給主体であり実践主体になるという大きな主体の転回ともいってよい現象であるからである。

こういった先進的な取り組みは昭和8年ごろを境に大きく変化していく。戦時体制へ時局が動き、方面委員制度が軍事援護事業に傾いていくのである。それにしたがって女性と方面委員の在り方も変質していった。昭和13年母子保護法が制定され婦人方面委員が増員されるが、それは戦時体制にはいっていき足場を固めるためのものであった。女性の登用は戦争協力という皮肉なこと以外のなにものでもなかったのである。

こうして方面委員制度における女性の位置を検討し

⁶¹ 方面事業調査会編『方面委員令施行記念方面事業大鑑』昭和14年p.209

⁶² 岸田到は「婦人民生委員に就いての問題」で、「昭和13年1月母子保護法が施行されて、不遇な母子世帯に対する保護が救護法とは別個な立場から推進されることになり、しかもこれには方面委員が市町村長の補助機関として協力することになったので、婦人委員にとっては好個の活動基盤が与えられることになった」と書いている。『民生委員読本』日本民生文化協会、昭和26年、pp.190-191

てみると、戦前期において慈善事業、社会事業がどのように女性を位置づけていたのか、新たな側面が明確になる。方面委員制度そのものは当初は、曲がりなりにも大都市部を中心に経済的困窮者が集住する地域で生活困窮者の発見と生活支援を使命とする組織であろうと試行錯誤したのは確かである。東京市の訪問婦などをみると、専門的な女性社会事業家として方面委員を位置付け、養成しようとした自治体の気概を感じる。とはいうものの次第に中央政府が戦時体制に移行していくにしたがって、方面委員制度が政治的地域統括のための末端下部組織化し、その過程で女性の方面委員もまた児童保護や母子保護の名のもとに下部組織化をさらに強化する集団として動員されていった。これは一見、社会事業において女性の進出を促進するように見えるが、方面委員制度に専門性の高い女性を登用し成熟させようという当初の流れとは異なる道筋であったと考えられる。女性と方面委員制度について、地域的な差異、いわゆる産業化の度合い、とりわけ妊産婦保護、女工保全との絡みや矯風会などの女性の権利獲得運動の盛り上がりや成熟度を含め、さらに検討する必要がある。今後の課題としたい。

参考文献

- 永岡正己「大阪府方面委員活動の展開と事例—昭和恐慌期から戦時体制下へ—」（『日本福祉大学社会福祉論集』第139号2018年9月日本福祉大学社会福祉学部）
 方面事業調査会『方面委員令施行記念方面事業大鑑』1939年
 社会福祉法人賛育会『賛育会50年史』1952年
 恩賜財団済生会『東京都済生会中央病院五十年史』1967年
 同上『済生会七十年誌』1982年
 大国美智子『保健婦の歴史』医学書院、1973年
 日本女子大学社会福祉学科編『日本女子大学社会福祉学科50年史』1981年
 看護史研究会『派出看護婦の歴史』勁草書房、1983年
 亀山美知子『近代日本看護史Ⅰ』ドメス出版、1983年
 近現代資料刊行会編『東京市社会局調査報告書（別冊）解説編』SBB出版会、1995年
 東京府慈善協会会報、社会事業、各号、他

(2022年11月1日受理)